

障害者支援施設事業者
共同生活援助事業者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長
大津 豪

横浜市における地域連携推進会議の取組方法について

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者は、地域連携推進会議を開催し、地域連携推進会議構成員による当該事業所の見学の機会を設けることが令和 7 年度から義務付けられます。

このたび、本市の設置状況等を踏まえ、厚生労働省が作成した「地域連携推進会議の手引き」に本市の取組方法を補足した「地域連携推進会議の手引き【横浜市補足版】」を作成しましたので、本資料をよくご確認ください、会議の設置開催に取り組んでいただくようお願いいたします。

「地域連携推進会議の手引き【横浜市補足版】」は必要に応じて更新していき、その都度、更新版を周知します。

また、会議の設置開催の見込みを把握するため、状況調査を行います。調査は別途依頼いたしますので、必ずご回答いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

【本市の取組方法のポイント】

- 地域連携推進会議の設置開催を地域づくりの機会として活用します。
- 構成員となる地域の関係者とは、近隣住民を含む幅広い方々であり、安易に自治会町内会長や民生委員等の地域団体の役職者に限定することなく、理由や目的を明確にして参加依頼することとします。
- 会議の設置開催にいたる前の地域との関係づくりの期間を設けます。

1 本市の取組方法

(1) 会議の目的

地域連携推進会議は、単に事業者に課せられた義務を果たすものではなく、障害者プランの基本目標に掲げる地域づくりの機会として活用していきます。

【第 4 期障害者プラン基本目標】

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」

(2) 会議の構成員

地域住民とは、グループホーム等の近隣住民も含めた幅広い関係者をいいます。自治会町内会長や民生委員を務めていることが構成員の理由になるのではなく、事業者は本市が求める会議の目的やグループホーム等の状況を踏まえて真に参加が望まれる方を検討し、地域住民の代表者として参加をお願いする理由や目的を明確にして依頼してください。

※任意構成員とされる有識者や行政関係も同様

(3) 地域との関係づくりの期間の設定

会議の目的を踏まえ、設置開催にいたるまでの地域住民との関係づくりが何より重要であると考えます。新規設置事業者や地域住民との関係が深まっていない既存の事業者におかれましては、3年を目途に関係づくりに取り組む期間を設け、この取組を運営基準に規定される「おおむね一年に一回以上の会議の開催と見学の機会」に代わるものとして取扱います。

このときは、関係づくりの取組計画書を本市にご提出いただきます。(取組計画書は開催見込み調査の実施とともに配付)

(4) 会議の議題や開催方法の工夫

会議の議題や開催方法は、地域住民が利用者及び事業者とコミュニケーションを取りやすいように話題（議題）を工夫し、懇話会のような場（開催方法）で行うなど柔軟に設定できるものとします。また、同一の日常生活圏域内の事業者が地域単位でまとまって開催することも可とします。

2 設置開催見込みの調査

令和7年4月頃に開催見込み状況等を調査します。

【調査項目】

- ・地域との関係性づくりで、困っていることは何か
- ・地域連携推進会議の構成員として依頼する予定の方は誰か
- ・7年度の開催を見込めるか
→開催を見込めない場合はその理由と関係づくりの取組計画を提出

3 実施状況の報告

会議の実施結果は、事業所等で公表することとされていますが、毎年度市のホームページでも実施の有無（地域との関係づくりの取組期間中含む）や開催日等を公表します。

4 添付資料

(1) 地域連携推進会議の手引き（横浜市補足版）

(2) 【参考】根拠条文（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号））

横浜市健康福祉局障害施設サービス課
施設等運営支援係
電話：045-671-3607

E-mail：kf-syoshisetsu@city.yokohama.lg.jp

横浜市健康福祉局障害施設サービス課
共同生活援助担当
電話：045-671-3565

E-mail：kf-syohome@city.yokohama.lg.jp